

○国立大学法人上越教育大学一般用掲示取扱要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 平成25年3月22日

(趣旨)

1 この要項は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の山屋敷地区構内（以下「学内」という。）における一般用掲示（本法人の学内規則等に規定する公示、公告、公表その他公用掲示並びに学生及び学生団体が所定の許可を受けて行う掲示以外のものをいう。以下同じ。）に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(掲示許可)

2 学内において文書、図画、ポスター、写真その他の掲示物（以下「掲示物」という。）を掲示しようとする者は、あらかじめ別記様式の掲示許可願に掲示物を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる掲示物は、掲示許可願の提出を要しないものとする。

(1) 国及び地方公共団体等の機関又はこれに準ずる公的な機関から文書で掲示依頼があった掲示物

(2) 本学主催又は共催の行事及びこれに類する行事等の掲示物

(責任者の明記)

3 掲示物には、掲示しようとする者が個人であるときはその者の氏名を、団体であるときはその団体の名称及び責任者の氏名を明記しなければならない。

(掲示禁止事項)

4 掲示物は、次の各号の一に該当するものであってはならない。

(1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの

(2) 営利を目的とするもの（福利厚生のためのものを除く。）

(3) 特定の個人若しくは団体等を非難し、又は名誉を傷つけるもの

(4) 虚偽の事項を記載したもの

(5) 品位を欠くと認められるもの

(掲示の条件)

5 掲示物の掲示期間は、1週間以内とする。ただし、特に期間を指示して許可したときは、その期間とする。

6 掲示物の掲示場所は、大学会館1階一般用掲示板、事務局1階一般用掲示板、人文棟1階一般用掲示板及び自然棟2階一般用掲示板とする。ただし、特に場所を指定して許可したときは、その場所とする。

7 掲示物の大きさは、80cm×110cm以下とする。ただし、特に大きさを指定して許可したときは、その大きさとする。

8 掲示期間を経過した掲示物は、掲示責任者が速やかに撤去しなければならない。ただし、学外者の掲示物にあっては、本法人の担当職員が撤去するものとする。

(撤去命令)

9 学長は、本法人の職員の掲示物が次の各号の一に該当すると認めるときは、掲示責任

者に当該掲示物の撤去を命ずることができる。

(1) 掲示許可願を提出せず、又は掲示許可願に記載された内容と相違するとき。

(2) 第5項から第8項までに規定する掲示の条件に違反して掲示したとき。

(撤去)

10 学長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、本法人の担当職員に命じて当該掲示物を撤去させることができる。

(1) 前項の規定により掲示物の撤去を命ぜられた者が直ちに撤去しないとき。

(2) 学外者が掲示許可願を提出せずに掲示したとき。

(3) 緊急に撤去を要するとき。

(事務の処理)

11 一般用掲示に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

12 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第2項関係）

掲 示 許 可 願

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

団 体 名
代表責任者
(又は職員名)

下記のとおり掲示したいので、許可願います。

記

掲 示 期 間	年 月 日～ 年 月 日
内 容	
掲 示 場 所	
掲 示 枚 数	枚
掲示物の大きさ	cm × cm
掲 示 の 条 件	掲示期間終了後は、速やかに撤去します。